

令和7年9月5日

広報事務御担当者様

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室
保険年金課長 田坂 泰士
(担当：小谷、仙田 電話 075-222-3500)

京都市国民健康保険 資格確認書等の更新に係る周知への御協力について（依頼）

清秋の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃は、本市国民健康保険事業に格別の御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。
さて、京都市国民健康保険の資格確認書につきましては、有効期限を1年に設定しており、このたび下記のとおり一斉更新を行います。
つきましては、会員様への周知に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 資格確認書等の一斉更新

令和7年10月1日（水）から、新規加入者等を対象に窓口交付する資格確認書を、有効期限が令和8年11月30日までの資格確認書（薄いオレンジ色）に更新いたします。

併せて11月上旬から、既加入者を対象に、マイナ保険証をお持ちでない方に対し、新しい資格確認書を一齐に郵送します（旧様式の被保険者証（薄いピンク色）及び資格確認書（薄い緑色）の有効期限は、令和7年11月30日となっています。）。

マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを一齐に郵送します（**マイナ保険証をお持ちの方で資格情報のお知らせをお持ちでない方に限ります。**）。

※ 資格確認書の有効期限については、令和7年11月30日とは異なる有効期限を設定している場合がございます。

2 新しい資格確認書の様式（リーフレット参照）

素 材：プラスチック素材の硬質紙

サイズ：たて54mm×よこ86mm（名刺サイズ）

色：薄いオレンジ色

3 資格情報のお知らせの様式（リーフレット参照）

素 材：普通紙

サイズ：A4

色：白色

4 一斉更新の方法

令和7年11月上旬から11月30日（日）までの間に、資格確認書は特定記録郵便、資格情報のお知らせは普通郵便での郵送等により行います。

5 新しい資格確認書の効力

新しい資格確認書は、交付日から有効です。

6 周知用リーフレットの送付

会員様への周知用にリーフレットを作成させていただきましたので、御活用ください。

7 お問い合わせ先

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室（担当：小谷、仙田 TEL075-222-3500）

令和7年10月から

資格確認書等の更新を行います。

- 京都市の国民健康保険に新たに加えられる方、被保険者証を紛失された方については、令和7年10月1日(水)から、新しい「資格確認書」(薄いオレンジ色)の窓口交付を開始します。
- 一方、既に国民健康保険に加わっている方については、令和7年11月上旬から、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」(既に資格情報のお知らせを交付されている方を除く。)を、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」(薄いオレンジ色)を郵送することで一斉更新を行います。

※ これまでの被保険者証(薄いピンク色)及び資格確認書(薄い緑色)の有効期限は、令和7年11月30日(日)です。有効期限まではこちらも使用できます。

このため、受診時期によっては、窓口で提示される証等が異なるため、ご注意ください。

(令和7年10月～11月末まで)

- ◇ 被保険者証(薄いピンク色)、マイナ保険証(+資格情報のお知らせ)、資格確認書(薄い緑色又は薄いオレンジ色)

(令和7年12月から)

- ◇ マイナ保険証(+資格情報のお知らせ)、資格確認書(薄いオレンジ色)

- 新しい資格確認書・資格情報のお知らせについて

	資格確認書	資格情報のお知らせ
素材	プラスチック素材の硬質紙	普通紙
色	薄いオレンジ色(R7.10～R8.11)	白色
サイズ	たて54mm×よこ86mm	A4サイズ

表面 資格確認書

京 都 府 有 効 期 限 令 和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
国民健康保険 交付年月日 令 和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
資格確認書 記号 京 〇〇 〇〇 〇〇 〇 番号 〇〇〇〇 (枝番) 〇〇
氏 名 京 都 太 郎 性別 男
生 年 月 日 昭 和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
適用開始日 平 成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
世帯主氏名 京 都 太 郎
住 所 京 都 市 〇〇 区 〇〇 町 〇〇 番
保険者番号 * * 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
京 都 市 見 本
(〇〇区役所)

「枝番」については、
レセプトへ必ず記載
してください。

※資格確認書の枝番(2桁)の右上に印字している数字(1桁)は、本市の事務処理に使用している番号であり、被保険者の方の情報や国民健康保険料の納付状況を示すものではありませんので、この数字(1桁)はレセプトへの記載は不要です。

表面 資格情報のお知らせ

-
京都市〇〇区
〇〇〇〇町
〇〇番地
京都 国保 様

<お問い合わせ先>
京都市〇〇区役所
市民総合窓口課保険年金担当
075-〇〇〇-〇〇〇〇

資格情報のお知らせ
交付番号 : 京 都 市
保険者番号 :
有 効 期 限

あなたのお入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりにお知らせします。
なお、このお知らせのみでは不足できません。

記号	番号	(住所)
氏 名		
フリガナ		
生年割合		
有効期日		
適用開始年月日		
交付年月日		

※ 70歳以上の場合、生年割合のほか、有効期限、有効期日を記載。
マイナ保険証の読み取りができない・明瞭な場合については、スマートフォン等の資格情報照会システムを
マイナ保険証とともに照会機器の交付で受領することで受領いただけます。
(スマートフォンをお持ちでない等は、この文書をマイナ保険証とともに照会機器の交付で受領
することで受領いただけます)。

●その他説明事項

1 月の途中でも資格確認書の種類が変更となる場合があります。

月の途中でも資格確認書の代わりに「資格確認書(特別療養)」を交付する場合があります。被保険者が、「資格確認書(特別療養)」で保険診療を受ける場合、医療費はいったん被保険者が全額自己負担するなど、資格確認書の種類の変更に伴い、被保険者の医療費負担が変更となる場合がありますので、月の途中でも、医療保険の資格の確認に加え、資格確認書の種類にも変更がないか、ご確認をお願いします。

2 交通事故や暴力行為等の第三者行為について

「患者の疾病又は負傷が第三者の不法行為(交通事故・傷害など)によって生じたと認められる場合」は、レセプトの特記事項欄に「10・第三」と記入するよう、厚生労働省の明細書記載要領によって義務付けられています。第三者行為求償事務の取扱上、特記事項の表示は大変重要ですので、必ず記載をお願いします。また、一般疾病等の事故外の診療がある場合は、区別のため、摘要欄に「事故点数(若しくは事故外点数)」の記載をお願いします。

3 高齢受給者証及び限度額適用認定証等の本市国民健康保険の取扱いについて

マイナ保険証を保有する方については、オンラインにより、負担割合や負担区分を確認することができるため、高齢受給者証及び限度額適用認定証等の提示は不要になります。

資格確認書の交付対象者(マイナ保険証を保有していない方)については、引き続き、高齢受給者証を発行するため、資格確認書に負担割合は記載していません。

また、限度額適用認定証等についても、国保加入後すぐに入院する等の理由で申請があった場合、引き続き発行するため、資格確認書に負担区分は記載していません。

4 本市における給付事務について

令和7年4月から「京都市国保・後期医療給付事務センター」を設置し、これまで区役所・支所で行ってきた下記《対象業務》の給付事務を行っております。これらの給付事務については、センターから問合せ・連絡することがありますので、ご協力をお願いします。

《対象業務》

療養費、高額療養費(外来年間合算含む)、高額医療・高額介護合算療養費、負担割合差額、出産育児一時金、葬祭費、第三者行為、医療費通知、資格確認・過誤調整・返納金・保険者間調整

〈お問い合わせ先〉

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室 TEL 075-222-3500

